



誰もがお互いに尊重しあいながら、共生する日田市づくりを行うために条例を制定しました。

4月1日  
施行

# 日田市障がいによる 差別を解消し 誰もが 心豊かに暮らせる まちづくり条例

- (第7条) 障がい者への差別及び虐待を禁止します。
- (第8条) 障がいや障がい者への相互理解を促進します。
- (第9・10条) 社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供をします。

☎社会福祉課障害福祉係 ☎228290 (市役所1階)



市長コラム  
坂の上の雲を探して 62

「令和」には、「人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ」という意味が込められているそうです。万葉集の梅の花の歌32首の序文にある「初春の令月にして 気淑く風和ぎ 梅は鏡前の粉を披き 蘭は珮後の香を薫す」からの出典のことです。この中で「厳しい寒さの後に春の訪れを告げ、見事に咲き誇る梅の花のように、一人ひとりの日本人が明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせることができる、そうした日本でありたい」という思いを込め「令和」に決定したそうです。

そのような時代を迎える中で、日田市でも4月1日から新たな条例が施行されました。

平成28年の「障害者差別解消法」施行に伴う、「日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例」です。この条例は「差別及び虐待の禁止」、「相互理解の促進」、「市における社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供」などをはじめ、全18条からなる条例で、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し安心して地域で暮らすことのできる共生社会の実現に向けての取組をさらに推進しようというものです。この条例の施行によって、障がいのある人はもとより、高齢化社会を迎えた中においても必要な指針とすることで、「安全」「安心」、そして「心を寄せ合う」社会づくりを目指していきたいと考えます。また、観光・交流都市を目指す日田市にとって、これからの社会資本整備などに反映していくことも必要です。市民の皆様には、さらなるご理解とご協力をお願いいたします。

いよいよ、新たな「令和」の時代がスタートします。日田市にとっての新しい時代が、人々が美しく心を寄せ合う、希望に満ちあふれた時代であることを、強く願っています。

